

蒲郡市粗大ごみ等運搬車両貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が家庭生活に伴って蒲郡市内で発生した粗大ごみ、可燃ごみ、資源物等を自ら蒲郡市クリーンセンター若しくは蒲郡市一色町不燃物最終処分場へ運搬するとき、又は資源回収団体育成奨励金交付事業に登録した団体(以下「登録団体」という。)が資源物を収集し、及び運搬するときの車両(以下「車両」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「粗大ごみ等」とは、粗大ごみ、可燃ごみ、資源物等で蒲郡市クリーンセンター又は蒲郡市一色町不燃物最終処分場で受け入れることのできるものをいう。

(貸出しの範囲)

第3条 車両の貸出しの範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 蒲郡市内で発生した粗大ごみ等を市民等が自ら蒲郡市クリーンセンター又は蒲郡市一色町不燃物最終処分場へ運搬する場合(市外に居住する民法第725条で規定する親族が運搬する場合を含む。)
- (2) 登録団体が、資源物を収集し、及び運搬する場合
- (3) その他市長が適当と認める場合

(車両)

第4条 車両は、軽四輪貨物自動車2台とする。

(利用日等)

第5条 車両の利用日は、土曜日及び年末年始を除く日(登録団体に限っては、年末年始を除く日)とする。ただし、車両の検査、点検及び修理を行う日その他市長が必要と認める日を除く。

2 登録団体以外の利用者が車両を利用する場合は、利用時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとし、利用者1人につき1日1台を次に掲げる時間の単位で貸し出すものとする。ただし、利用者が1日に利用できる時間の上限は半日とする。

- (1) 月曜日から金曜日まで

ア 午前8時30分から午前10時まで及び午後1時から午後2時30分まで

1 時間 30 分

イ 午前 10 時から正午まで及び午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 1 時間

(2) 日曜日 半日

3 登録団体が車両を利用する場合は、利用時間は、登録団体が第 3 条第 2 号の業務を行うにあたり、市長が適当と認める時間とする。

(利用料)

第 6 条 車両の利用料は、無料とする。

(利用の申請)

第 7 条 車両を利用しようとする者は、利用日の 1 か月前から利用日の前日までの開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに電話にて予約するものとする。

2 前項の規定により予約した者は、利用日当日に粗大ごみ等運搬車両利用申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

(車両の貸出し)

第 8 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、粗大ごみ等運搬車両利用証(第 2 号様式。以下「利用証」という。)を交付して車両を貸し出すものとする。

(利用の取消し等)

第 9 条 市長は、前条の規定により利用証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上必要があると認めたときは、利用を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は利用証に付された条件を変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 利用証に付された遵守事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により車両の貸出しを受けたとき。
- (4) 車両の故障等不測の事態が生じ、車両の貸出しができないとき。

(利用者等の遵守事項)

第 10 条 利用者及び運転者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両は、貸出目的以外に利用しないこと。
- (2) 車両を運転する際は、常に安全運転に努めること。

- (3) 車両を他に転貸しないこと。
- (4) 利用の申請をした運転者以外の者に運転させないこと。
- (5) 車両は、第5条第2項又は第3項に規定する利用時間内に返却すること。
- (6) 車両の利用によって第三者又は市に損害を与えた場合には、法令に基づき、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 車内は禁煙であること。
- (8) 前各号に定めるほか、市長が管理上必要があると認めて指示する事項
(利用後の届出)

第11条 利用者等は、車両を利用したときは、粗大ゴミ等運搬車両利用報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(故障時の処置)

第12条 利用者等は、車両の故障を発見したときは、直ちに運行を停止し、その旨を市長に連絡しなければならない。

(事故時の処置)

第13条 利用者等は、車両による事故が発生したときは、関係法令の規定に従って適切な処置を講ずるとともに、直ちにその旨を市長に連絡しなければならない。

(損害賠償)

第14条 前条の事故による損害賠償は、市長が契約した自動車損害保険会社の保険金によりこれを行うものとする。ただし、損害賠償額が当該保険金で補てんできないときは、利用者等は、これを負担しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年5月15日以後に行われる車両の貸出しについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年8月1日以後に行われる車両の貸出しについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年5月15日以後に行われる車両の貸出しについて適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。